

農林漁業セーフティネット資金

Q & A

Q1

本資金で対象とする災害とはどのようなものですか。

A

対象とする災害は原則として、風水害、震災等の天災であって、農林漁業経営の被害と災害との因果関係が認められるものに限りです。

例えば、天候不順による低等級米の増加・収量の減少や地震による停電で適切に搾乳できなかったことで乳量が減少した場合等です。

また、天災以外のものでも火災や海洋汚染等、通常の注意をもってしても避けられない物的損害で、農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものは対象となります。

Q2

災害により被害を受けた場合に必要となる書類はありますか。

A

災害による農林漁業被害について、市町村長等が証明した罹災証明書等（災害による被害を証明するものであれば様式や名称は問いません）が必要となります。

なお、災害による農林漁業被害について市町村長などが証明したものであれば、複数の農林漁業者についての被害を証明したものでも構いません。

Q3

罹災証明書等の名義が借入者と異なる場合も災害対応資金の融資の対象となりますか。

A

罹災証明書等の名義が借入者と異なる場合であっても、被災した資産が借入者にとって主要な事業用資産である場合又は実質的に同一経営（親子や1戸1法人など）と判断できる場合、災害対応資金の融資の対象となります。

例えば、個人経営から法人成りした一戸一法人の場合、罹災証明書等の名義が個人である場合であっても、商業登記簿謄本等により出資者を確認し、法人と個人が実質的に同一経営であることが確認できる場合、法人を借入者として災害対応資金の融資の対象となります。

Q4

法令に基づく処分や行政指導とは、具体的にどのような場合ですか。

A

法令に基づく処分とは、例えば、鳥インフルエンザ、BSE、口蹄疫、豚コレラ等が発生した場合に発動される家畜伝染病予防法に基づく殺処分・移動制限等のことです。

行政指導とは、行政機関が行政手続法第2条第6号に基づいて行う出荷制限等のことです。

Q5

法令に基づく処分又は行政指導を受けた場合に必要となる書類はありますか。

A

法令に基づく処分の場合、告示された移動制限地域等の写し又は行政機関等から制限地域内であることの連絡文書が送られている場合は、その文書の写しが必要となります。

行政指導の場合、行政機関から指導があった事実が分かる文書の写し等が必要となります。

Q6

どのような場合に特認限度額を利用できますか。

A

簿記記帳を行っている者（※注）であって、その経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要な場合に利用できます。

1回あたりの特認限度額の上限は、原則「年間経営費等の3/12以内」となります。

ただし、経営の維持安定に必要な最低限の資金を迅速かつ円滑に調達するために特に必要と認められる場合、「年間経営費等の6/12」を上限にご利用いただけます。

「特に必要と認められる場合」を例示すると次のとおりです。

- ・農林水産物の生産・加工・販売に著しく影響を与える特別の理由（生産物価格・飼料価格等の乱高下など）があると認められる場合
- ・民間金融機関からの資金調達に支障がある場合

※注 簿記記帳を行っている場合とは、必ずしも複式簿記や青色申告である必要はなく、経営収支・財務状況を明らかにするために行う簿記の記帳のカテゴリーに入るものであれば良いこととなっています。しかし、できる限り青色申告するようになることが望まれます。